当院では以下事項について厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

☐ 歯科治療時医療管理料

糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、全身的な管理体制を取ることができます。
高血圧、喘息、慢性気管支炎、糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、モニタリングによる管理を行い、必要な医療管理を行うことができます。

☐ 歯科外来診療医療安全対策加算1

歯科医療に係る医療安全管理対策を実施しています。偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう別の医療機関と連携体制を確保しています。患者さんにとって安心安全な歯科医療環境の提供を行うため、自動体外式除細動器（AED）をはじめ、経皮的酸素飽和度測定器、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置等を備えています。

☐ 歯科外来診療感染対策加算１

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保しています。

☐ 口腔粘膜処置

口腔内に発生した再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変に対する治療が可能なレーザー機器を備えています。

☐ レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固および蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えています。レーザー治療が可能な処置や手術については制限があります。詳しくはおたずねください。

当院における医療安全の取り組み

当院では安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、口腔外バキューム、自動体外式除細動器（AED）などを設置し、医療安全に努めています。また、各種の医療安全に関する指針を備えています。患者さんの搬送先として荻窪病院と提携し、緊急時の体制を整えています。

当院では、以下の体制を整え、取り組みを行っています。

☐ 医療情報取得加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。また、患者さんの薬剤情報などの診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。

☐ 薬剤の一般名処方加算1・2

医薬品供給が不安定な状況となっても適切な治療を提供する観点から、医薬品の処方については、有効成分が同じであればどの医薬品（後発医薬品含む）でも薬局で調剤可能となる「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

☐ 2024年10月からの医薬品の自己負担の取り組みについて

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

▼当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。
▼当院では患者さんと協力し歯科疾患の継続的管理に努めています。（歯科疾患管理料）
▼入れ歯を新しく作った後、6カ月間は新たに（同一の入れ歯）作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。紛失等のないようご注意ください。

当院では以下事項について厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

☐ 初診料の注1に規定する基準（院内感染防止対策にかかわるもの）

患者さんに使用する医療機器等に対し、患者毎、処置毎の交換や、洗浄・滅菌等、充分な院内感染の防止対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。

☐ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

☐ CAD ／ CAM冠及びCAD ／ CAMインレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD ／ CAM）を用いて前歯や小臼歯、大臼歯に白色の冠を作製し、補綴治療を行っています。※金属アレルギーの患者さんもご相談ください。

当院における院内感染防止対策の取り組み

当院では、患者毎の器具の交換や専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を行い、院内感染防止対策に努めています。

ご 案　内

当院では、以下の施設基準について、厚生労働省地方厚生局（関東信越厚生局東京事務所）に適合している旨の届出を行っています。

口腔機能実地指導料

当院では、口腔機能の発達が十分でない患者さんや、口腔機能が低下している患者さん等に対し、所定の研修を受講した歯科衛生士が、歯科医師の指示のもと、口腔機能の維持・向上に必要な指導を行っています。

ベースアップ評価料等に関するご案内

当院では、医療従事者や歯科技工士の処遇改善を進め、安心・安全で質の高い歯科医療を継続して提供するため、厚生労働省が定める以下の診療報酬を算定しています。

□　歯科外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、歯科衛生士、歯科助手をはじめとする医療関係職種の賃金改善に取り組むため、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」の届出を行っています。
この評価料による収入は、対象となる医療関係職種の賃金改善のために活用します。
患者さんには、診療内容等に応じて所定の点数に基づく一部負担金をご負担いただきます。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

□　歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、入れ歯やかぶせ物等の製作を委託している歯科技工所で働く歯科技工士の賃金改善を支援するため、「歯科技工所ベースアップ支援料」の届出を行っています。
対象となる補綴物等の製作を歯科技工所へ委託した場合に、1 装置につき所定の点数を算定します。